

令和 7 年 2 月 9 日

日吉台学区自治連合会
会長 野々口義信 様

大津市長 佐藤 健 司

クマによる被害から住民を守るための対策に関する要望書(回答)

令和 7 年 11 月 17 日付要望書に対し、下記の通り回答いたします。

記

1. クマの目撃情報の共有体制の構築

クマの目撃情報の共有体制の構築につきましては、既存のクマの出没情報に係るメール配信サービスを休日等の閉庁時間帯においても配信できるよう調整を行います。

併せて、電子回覧板プラットフォームアプリ「CHIKUWA!」で、クマ目撃情報の配信も行います。また、電子回覧板プラットフォームアプリには、学区自治連合会から自治会員等へ配信できる機能もあることから、地域内での迅速な注意喚起・情報展開にもご活用いただく事が可能です。

情報を確実に受信いただくため、メール配信サービスへのご登録及び電子回覧板プラットフォームアプリの導入にご協力くださいますようお願いいたします。

2. 通報体制の明確化と周知

クマの目撃情報の通報先は、滋賀県、警察、大津市となっており、この 3 者においては、どこに連絡が入っても情報共有が図れる体制としております。それぞれの連絡先については以下のとおりですが、今後も市ホームページにおいて、周知してまいります。

●連絡先

- ・滋賀県 西部・南部森林整備事務所 077-527-0655 (夜間 守衛室:077-528-3140)
- ・大津警察署 077-522-1234
- ・大津北警察署 077-573-1234
- ・大津市農林水産課 077-528-2815 (夜間 守衛室:077-523-1234)

3. クマ目撃情報の公開の迅速化

現在、市ホームページのクマ出没マップへの反映については、大津市情報セキュリティポリシーの関係から、市役所開庁時間帯に、一定の処理手続きを経て公開しているため、即時配信はできない状況です。今後なるべく早い情報提供に努めますが、まずは、メール配信サービスや電子回覧板プラットフォームアプリを通じた速やかな情報発信を行ってまいります。

4. 市独自のクマ対策の検討と実施

現在、庁内関係部局はもとより、地元警察や、滋賀県、猟友会とも連携しながら、クマ等出没対応マニュアルの作成を進めております。また、実際のクマ出没時の一般的な追払い対応から、緊急時の対応など、状況に応じた対応方法について、関係機関との協議を進めております。

クマ出没が多い期間のパトロール体制については、目撃件数が多くなる春先及び 9 月～11 月を中心に、警察とも連携しながら、対応を強化してまいります。また、市民が自主的に柿の木の除去など防除対策が実施できるよう、補助制度の創設などを検討してまいります。

以上